

○みなかみ町建設工事請負業者選定要綱

(等級別格付の審査)

第5条 委員会は、第4条の適格審査に合格した業者について、経営事項審査結果の総合数値及び別表により算出した企業の取組等の状況を評価した主観点数値の合計により工事種類別の施工能力を判定し、等級別の格付を行うものとする。

2 委員会は、土木一式工事及び建築一式工事の等級格付について、現に最下位ランクの者に係る等級格付においては、別表により算出した企業の取組等の状況を評価した主観点数値を3割以内の範囲で調整することができる。

(平27告示100・一部改正)

別表(第5条関係)

(平27告示100・追加)

項目	評点方法
1 みなかみ町民の雇用状況	雇用している役員従業員について、ア又はイにより算出した点数のうちいずれか高い方の点数とする。ただし、上限は10点とする。 ア 町民である正規及び非正規従業員の総数に1を乗じて得た数値を点数とする。 イ 町民である正規及び非正規従業員の人数を役員従業員の総人数で除して得た数値に10を乗じて得た数値を点数とする。(小数点以下は、四捨五入とする。)
2 みなかみ町消防団員の雇用状況	みなかみ町消防団に所属する役員従業員1人につき2を乗じて得た数値を点数とする。ただし、上限は10点とする。
3 みなかみ町と契約した除雪業務委託の状況	申請書提出日現在で有効な契約について、ア又はイにより算出した単数のうちいずれか高い方の点数とする。ただし、上限10点とする。 ア 有効な路線数を10で除して得た数値(小数点以下は、切り上げとする)。 イ 有効な総延長を1,000メートルで除して得た数値(小数点以下は、切り上げとする。)
4 みなかみ町へのふるさと納税の状況	入札参加資格審査申請日以前2年以内に寄付した者1人につき1を乗じて得た数値を点数とする。ただし、上限10点、又は、「1 みなかみ町民の雇用状況」で算出した点数のうちいずれか高い方を上限とする。